

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第345号)

平成16年12月22日

横情審答申第345号

平成16年12月22日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年2月17日建北指第1632号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「建築相談票（平成14年11月13日受付、敷地地番港北区高田西
- - の一部、 - に関するもの）のうち、結果報告が記載されて
いる部分」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建築相談票（平成14年11月13日受付、敷地地番港北区高田西 - - の一部、 - - に関するもの）のうち、結果報告が記載されている部分」を一部開示とした決定のうち、相談者の氏名、住所及び電話番号を非開示とした決定は妥当であるが、相談内容については開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「建築相談票（平成14年11月13日受付、敷地地番港北区高田西 - - の一部、 - - に関するもの）のうち、結果報告が記載されている部分」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成14年12月9日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、相談者の氏名、住所、電話番号及び相談内容については個人を特定できる情報であることから、本号に該当し非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書は、当該相談等に基づき現場調査を行った記録書であり、調査、調整等を行う案件を明確化するため、相談者の氏名、住所、電話番号、相談内容等を記載している。

これらの内容は、相談者が特定されることや、特に相談内容については、相談者及び第三者に関わるプライバシーや第三者が特定される情報も含まれている。

また、本件が開示された場合、今後、市民等から寄せられる同種の相談、陳情、苦情等が減少し、違反建築の指導業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって、非開示とした部分について開示することは、相談業務における行

政と相談者等との相互の信頼関係を損ねること、内容によりその相談者が特定、類推されるおそれがあることなどから適正な業務遂行に支障を及ぼすことが考えられるため非開示とした。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 条例第7条第2項第6号に掲げる「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するか否かは、開示することによる利益と市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保することによる利益との比較衡量により判断されるべきであって、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要である。また、「おそれ」の程度にも単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるはずである。にもかかわらず、実施機関は何らそれらを示していない。

5 審査会の判断

(1) 建築物等に係る相談業務について

建築事務所に市民等から相談、陳情、苦情等が寄せられると、相談対象の敷地地番、相談者の氏名、住所、電話番号、相談内容を確認したうえで、建築物等の調査を行っている。当該相談業務は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反する建築物等の調査・指導の一環として行っているものである。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、建築事務所に寄せられた相談に基づき、現場調査を行い、その経過を記録した建築相談票であり、相談の受付日、受付方法、相談対象である建築物の敷地地番、建築主、相談者の住所・氏名・電話番号、相談内容、調査結果等が記録されている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている相談者の氏名、住所、電話番号及び相談内容について、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、相談者の氏名、住所及び電話番号については、相談者の個人情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

エ しかし、相談内容欄に記録された情報については、記載の内容から判断して、これを開示したとしても、「特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」とは認められない。

なお、前記で本号本文に該当するとした情報はいずれも、本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている相談者の氏名、住所及び電話番号並びに相談内容については、相談者等が特定される情報が含まれており、これらの情報が開示されると市民等から寄せられる同種の相談、陳情、苦情等が減少し、また、相談業務における行政と相談者等との相互の信頼関係を損ねることから、適正な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

ウ しかし、本件申立文書の相談内容欄に記録されている情報については、前記(3)エで述べたように特定の個人を識別することができる情報であるとは認められないことから、開示すると相談者が特定され、市民等からの同様の相談等が減少し、相談者との信頼関係を損ない、適正な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号には該当しない。

エ また、本件申立文書において実施機関が非開示とした情報のうち、前記(3)ウにおいて、当審査会が条例第7条第2項第2号に該当するため開示しないことができると判断した部分については、本号の該当性について改めて判断するまでもない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定のうち、相談者の

氏名、住所及び電話番号を条例第7条第2項第2号に該当するため非開示とした決定は妥当であるが、相談内容については開示すべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 15 年 2 月 17 日	・ 実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成 15 年 2 月 21 日 (第 7 回第二部会) 平成 15 年 2 月 25 日 (第 7 回第一部会)	・ 諮問の報告
平成 15 年 3 月 13 日 (第 280 回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成 15 年 4 月 3 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 16 年 6 月 11 日 (第 37 回第二部会)	・ 審議
平成 16 年 6 月 25 日 (第 39 回第二部会)	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成 16 年 7 月 30 日 (第 41 回第二部会)	・ 審議
平成 16 年 8 月 20 日 (第 42 回第二部会)	・ 審議